

平成25年大阪市規則第125号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に  
関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則  
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の4」を「第28条の3」に改める。

第28条の2を削る。

第28条の3第1項中「縦覧者は」を「調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦  
覧者」という。）は」に改め、同条を第28条の2とし、第28条の4を第28条の3と  
する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。